

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機、玄海原子力発電所第3，4号機、川内原子力発電所第1，2号機の設計及び工事の計画（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤に係る高エネルギーアーク損傷対策工事））【1】」
2. 日時：令和2年8月26日 15時15分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官

四国電力株式会社：原子力部 核物質防護・工事グループリーダー 他4名

九州電力株式会社：原子力発電本部 原子力設備グループ 副長 他4名

5. 要旨

- (1) 四国電力株式会社及び九州電力株式会社から、伊方発電所第3号機、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機並びに川内原子力発電所第1号機及び第2号機の設計及び工事の計画の認可申請（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤に係る高エネルギーアーク損傷対策工事）について、資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は、以下の点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。
 - D/G受電遮断器の遮断時間とD/G機関停止及び消磁コンタクタ投入時間との関係を説明すること。
 - アーク火災発生メカニズムにおいて、試験時に確認された電気盤遮断器室内の内圧変化等を踏まえて、再度、説明すること。
 - 保護継電器の動作時間と誤差の考え方を説明すること。
 - 追設する過電流継電器による影響を踏まえ、D/G等に対する健全性に関する設計上の考慮について、詳細に説明すること。
 - 各プラントのD/G受電遮断器の遮断時間の差異を説明すること。
- (3) 各電力より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・伊方発電所3号機非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷対策に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
- ・川内原子力発電所1，2号機、玄海原子力発電所3，4号機非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷対策に係る設計及び工事計画認可申請の概要について

以上